

日光市社会福祉協議会 につこう福祉のまちづくり活動事業概要

目 的	日常生活上の支援が必要な高齢者などの要支援者が、住み慣れた地域で在宅生活を継続していくために必要となる生活支援サービスの提供や身近な地域での支え合い活動などを地域住民及び地域の団体等が主体的に推進する福祉のまちづくりを目的とする。
助成対象事業	日光市内の地域福祉活動団体やグループが実施する次の事業 ①地域の福祉課題を解決する活動事業 ②地域福祉活動計画に位置づけられた活動事業 ③高齢者の介護予防を目的とした先駆的活動事業 ※本会から他の補助や助成を受けている事業や営利を目的とする事業、単なる旅行や食事だけを目的とするような事業は対象外とする。 ※同じ事業での申請は2回までとする。
対象事業実施期間	2019年（平成31年）4月1日から2020年3月31日の間に実施する事業
申請条件	助成申請条件は次の項目すべてに該当することとする。 ①市内に活動拠点を有しており、構成員がおおむね10名以上の地域福祉活動団体及び活動グループであること(社会福祉法人、NPO、自治会、市民活動団体・グループ)。 ②「につこう福祉のまちづくり推進委員会」の申請推薦を受けた団体及びグループ
助成の範囲等	助成は予算の範囲内で行うこととし、それぞれの圏域から複数申請がある場合は、「につこう福祉のまちづくり推進委員会」で申請の優先順位を判断することとする。
助成対象経費	消耗品費、器具備品費、保険料、賃借料、諸謝金、印刷製本費、通信運搬費、食材料費、工事費 ※団体等の経常的な運営に関する経費、領収書等により支払ったことが明確に確認できない経費は対象外とする。
助成金額	1回目 対象経費総額の100分の100以内の額とし、千円単位、上限10万円とする。 2回目 対象経費総額の100分の100以内の額とし、千円単位、上限5万円とする。 ※3回目以降は助成対象とならない。
助成回数	1年度につき1団体1申請とする。
申請	申請書と事業計画及び収支予算書に、につこう福祉のまちづくり推進委員会の申請推薦書（別紙様式）を添付し提出する。なお、必要に応じてヒアリングを行う場合あり。※事業計画及び収支予算書について、助成事業に関するもののみを記載する。
審査・決定	申請書類に基づき事務局で2019年（平成31年）4月下旬に審査を行い、助成の可否及び金額は2019年（平成31年）4月末日までに通知する。
報告	当該事業修了後の30日以内に報告書と添付書類を提出する。年間にわたる事業の場合は、年度終了後、1か月以内に報告書と添付書類を提出する。 ※支出済み額については、必ず領収書の写しを添付することとする。
返金	不要額が生じた場合は、報告時に返金するものとする。
その他	この助成金は共同募金の配分金を活用しているため、参加者募集の案内やチラシを作成する際は「赤い羽根共同募金の助成を受けています。」等と明示下さい。 また、多くの方々に知っていただくため、写真や活動レポート（電子媒体）の投稿等にご協力下さい。